誓　　約　　書

年　 　月 　　日

壱岐市長 様

住 所

氏 名

私は移住・定住促進プロジェクト事業の申請に係る審査のため、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

(1)壱岐市及び移住前の住所地の市区町村において市税等の滞納をしていないこと。

(2)壱岐市が本申請及び定住確認に必要となる情報につき、調査が必要となる機関に対し、税情報、住民基本台帳等必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることに同意すること。また、このことについて同機関へ同意している旨を伝えることへの承認。

(3)過去において、この事業に係る同じ補助金の交付を受けたことがないこと。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

(5)申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(6)生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。

(7)市が実施するアンケート等に対して協力すること。

(8)その他この事業に係る要綱等に掲げる要件に違反、虚偽の申請をしていないこと。

(9)次に掲げる各補助金に係る事項について。

【壱岐市ＵＩターン促進短期滞在費補助金】

移住を目的とする活動を毎日行い、観光その他移住以外に関わる目的はないこと。

【壱岐市移住者賃貸住宅家賃補助金・壱岐市移住者住宅等支援事業補助金】

(1)移住する理由が転勤、出向等職務上のもの、その他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(2) ５年以上定住（移住者住宅取得支援事業及び中古住宅改修費用支援事業にあっては、移住後又は転居後少なくとも５年以上市内に居住することをいう。）をすること。

(3)住宅の購入、改修又は賃貸する場合にあっては、購入する空き家等、賃借する住宅の所有者又は改修を請け負う者の３親等以内の親族又は同世帯でないこと。

(4)移住後、地域の自治公民館に所属または、所属する意思があること。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。